

## 参考資料 目 次

参考資料 1	ヒアリングの実績一覧.....	1
参考資料 2	新国立競技場の工事費・解体工事費の変遷について.....	3
参考資料 3	建築業界を巡る現状認識に関する資料（第 2 回検証委員会資料）.....	4
参考資料 4	国立霞ヶ丘競技場の周辺地図（第 3 回検証委員会資料）.....	14
参考資料 5	関係会議等の設置要綱・委員名簿.....	15
参考資料 6	専門用語集.....	31
参考資料 7	新国立競技場整備計画経緯検証委員会の設置について（平成 27 年 8 月 4 日文部科学大臣決定）.....	34
参考資料 8	新国立競技場整備計画経緯検証委員会検証委員名簿.....	35
参考資料 9	新国立競技場整備計画経緯検証委員会開催実績.....	36

ヒアリング実績

ヒアリング番号	日程	ヒアリング対象者
①	平成27年8月10日	福手 孝人 元(独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部施設整備推進課課長
②	平成27年8月10日	山本 幸男 文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課専門官 1回目
③	平成27年8月10日	山崎 雅男 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部本部長 1回目
④	平成27年8月10日	今里 讓 元文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課課長
⑤	平成27年8月10日	白間 竜一郎 元文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課課長
⑥	平成27年8月10日	藤原 誠 元(独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部担当理事 1回目
⑦	平成27年8月11日	齋藤 幸司 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部施設整備推進課課長
⑧	平成27年8月11日	日下 光彦 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部事業運営企画課課長
⑨	平成27年8月13日	鬼澤 佳弘 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部担当理事 1回目
⑩	平成27年8月13日	小湊 啓一 元(独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部施設企画課課長
⑪	平成27年8月13日	永山 裕二 元文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課課長
⑫	平成27年8月13日	新保 幸一 文部科学省大臣官房文教施設企画部技術参事官
⑬	平成27年8月13日	関 靖直 元文部科学省大臣官房文教施設企画部部长
⑭	平成27年8月20日	久保 公人 元文部科学省スポーツ・青少年局局长
⑮	平成27年8月20日	和田 章 東京工業大学名誉教授
⑯	平成27年8月20日	川田 耕二 文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課室長補佐
⑰	平成27年8月21日	株式会社日建設計

⑮	平成27年8月21日	株式会社山下設計・株式会社山下ピー・エム・コンサルタンツ
⑯	平成27年8月21日	株式会社竹中工務店
⑰	平成27年8月24日	宿本 尚吾 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部企画調整役
⑱	平成27年8月24日	山中 伸一 元文部科学事務次官
㉑	平成27年8月24日	阿部 英樹 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部施設部部长
㉒	平成27年8月24日	野城 智也 東京大学教授
㉓	平成27年8月25日	株式会社都市計画設計研究所
㉔	平成27年8月25日	山崎 雅男 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部本部长 2回目
㉕	平成27年8月25日	Zaha Hadid Architects
㉖	平成27年8月25日	大成建設株式会社
㉗	平成27年8月25日	鬼澤 佳弘 (独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部担当理事 2回目
㉘	平成27年8月25日	藤原 誠 元(独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部担当理事 2回目
㉙	平成27年8月27日	下村 博文 文部科学大臣
㉚	平成27年8月27日	河野 一郎 (独)日本スポーツ振興センター理事長
㉛	平成27年8月31日	安藤 忠雄 元国立競技場基本構想国際デザイン競技審査委員会委員長
㉜	平成27年8月31日	山下 隆幸 元(独)日本スポーツ振興センター新国立競技場設置本部施設部部长
㉝	平成27年9月4日	山本 幸男 文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ・青少年企画課専門官 2回目



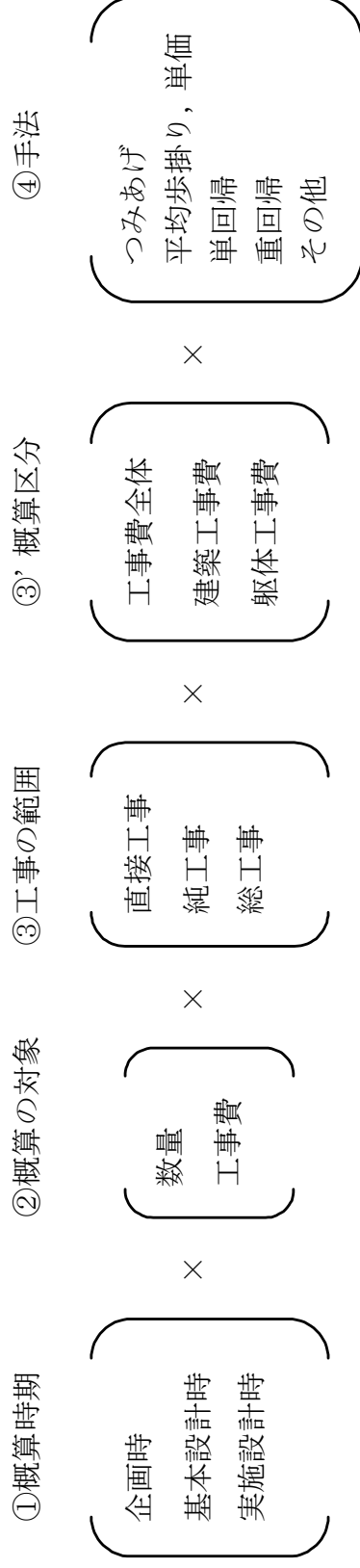
建築プロジェクトの概算工事費はどのように  
変化しながら、『目標工事費』になっていくのか

「新国立競技場整備計画経緯検証委員会(第2回)」

2015年8月19日

古阪秀三

# 概算法の種類

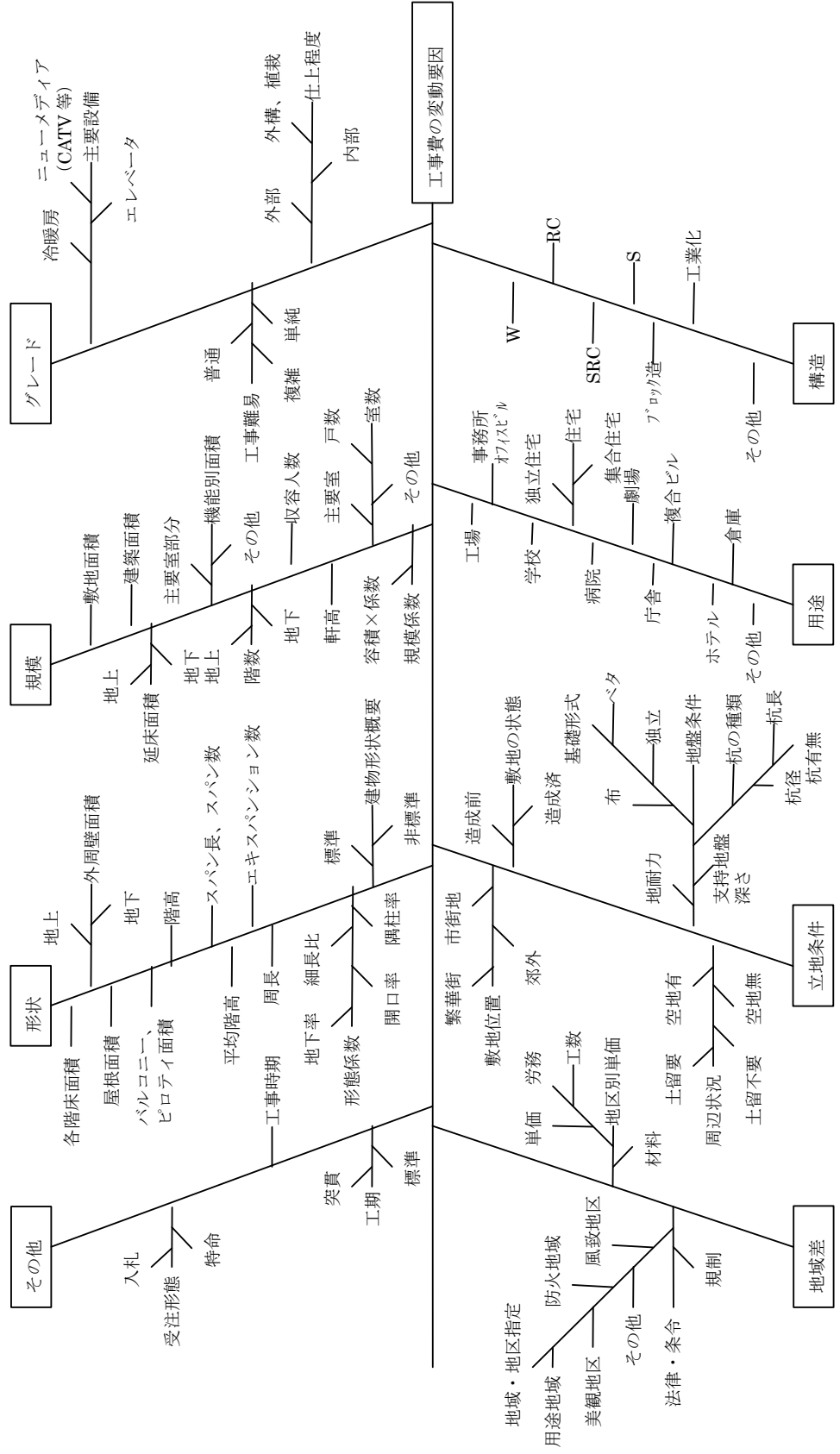


注) 概算区分では対象のとりあげ方によって、下請別、部分別、空間別、装置別、工事別の方法にわけられる。

積算は、一般的には建築積算業務と言われ、入札契約段階に実施設計図書に基づいて同一の積算要領(数量積算基準や内訳書標準書式)によって、発注側、受注側共に同じ内容によって行う。積算を各種数量の算出作業、見積りを算出数量に単価を乗じて工事費を算出することとする場合もある。

概算(概略積算)は、プロジェクトの経済性の検討(実現可能性の検討=FS)から始まり、設計の各段階(企画・基本計画・基本設計)にわたって経済的・合理的な設計とするための、コストスタディに重点を置いて行う。

# 工事費の変動要因



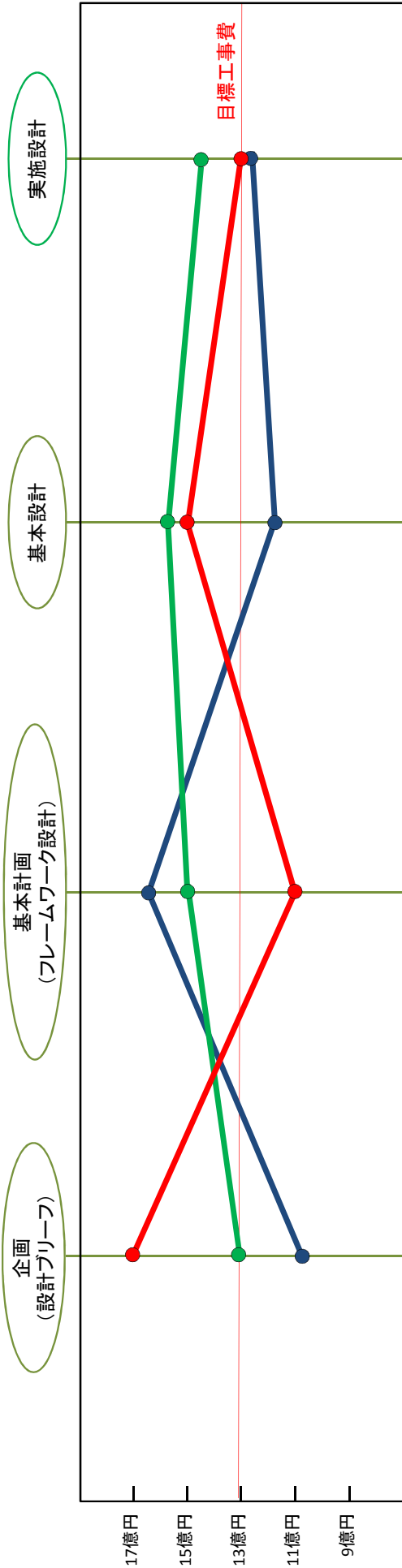
# 概算段階別数量算出手法

概算区分	企画段階の概算積算【D】	基本計画段階の概算積算【C】	基本設計段階の概算積算【B】	実施設計段階の概算積算【A】
数量算出				
仮設積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去のデータより算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共通、直接、管理費等（過去の率）</li> <li>工事別仮設は歩掛情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工法を設定し精算に近い内容で算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設計図画に基づき算出</li> </ul>
躯体積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>建築物用途、構造から歩掛（構造形式不明の場合は想定）</li> <li>杭土量は歩掛情報し概略算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>躯体断面積は基本的に基本的な歩掛情報</li> <li>概算出は歩掛情報し概略算出</li> <li>杭土量は設定し概略算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>概略断面の場合約略数量（基礎・地下躯体・地上躯体）</li> <li>杭土量は断面で設計画に基づき算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>躯体は基礎（躯体・区分）</li> <li>構造図により算出</li> <li>仮設計図画に基づき算出</li> </ul>
外部仕上積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別、部位別の仕上別の数量を概略算出</li> <li>外部仕上のグレードを設定し算出（外部部位別面積）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別、部位別の数量を概略算出</li> <li>主要な部位は概略算出</li> <li>開口部は概略算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別、部位別の仕上別の数量を概略算出</li> <li>開口部は種類別に個所数で算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>意匠図により算出</li> </ul>
内部仕上積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別又は仕上別の仕上別の面積の積算（内部仕上面積の場合）</li> <li>内部仕上面積の積算（内部仕上面積の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別（空間別）</li> <li>部屋別の床面積を算出（内訳として床、幅木、壁、天井、回縁を算出）</li> <li>開口部は概略算出</li> <li>雑、算出を要なもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別、部位別</li> <li>仕上表を基に種類毎に個所数を出</li> <li>開口部は種類別に個所数で算出</li> <li>雑、算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>意匠図により算出</li> </ul>
設備積算	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能別とグレード別の設備は資料を基に算出</li> <li>輸送カ、衛生、空調の積算</li> <li>電気、照明、配管等を基に算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能別とグレード別の設備は資料を基に算出</li> <li>輸送カ、衛生、空調の積算</li> <li>電気、照明、配管等を基に算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>輸送カ、衛生、空調の積算</li> <li>電気、照明、配管等を基に算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>設備図により算出</li> </ul>
屋外施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途別又は外部面積 - 建築面積</li> <li>敷地面積 - 建築面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途別又は外部面積 - 建築面積</li> <li>敷地面積 - 建築面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>記載内容毎に概略算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工種別</li> <li>外構図により算出</li> </ul>

（資料出所：日本建築積算協会、建築積算資格者更新講習テキスト、2001.10）



# 目標工事費と設計仕様に基づく概算工事費の変化(模式図)



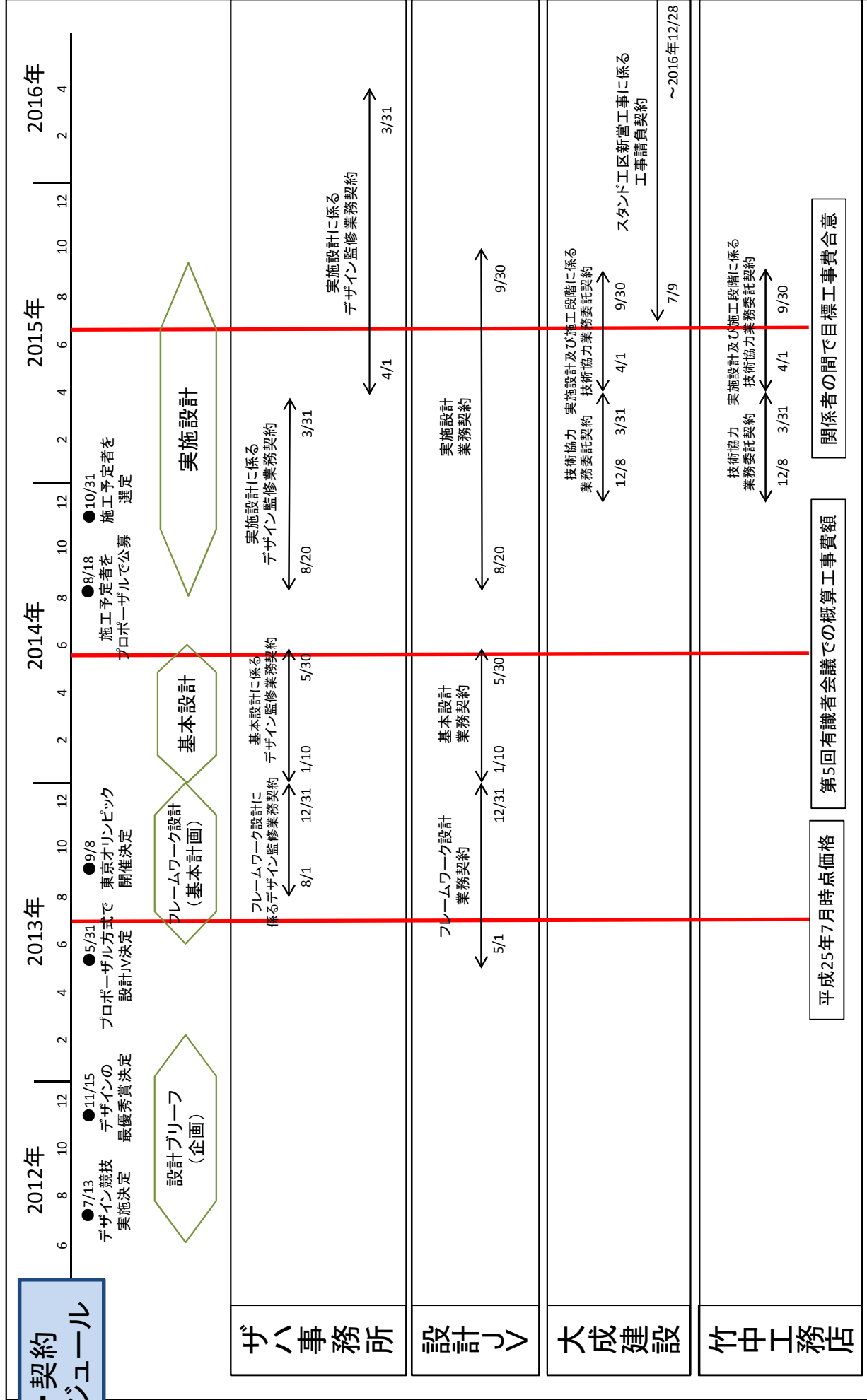
算出概算工事費

概算区分	企画段階の概算積算【D】	基本計画段階の概算積算【C】	基本設計段階の概算積算【B】	実施設計段階の概算積算【A】
数量算出	過去のデータより算出	共通、直接、管理費等 (過去物件の率) 工事別仮設は歩掛情報	工法を設定し精算に近い内容で算出	仮設計画図に基づき算出
仮設積算	過去のデータより算出	共通、直接、管理費等 (過去物件の率) 工事別仮設は歩掛情報	工法を設定し精算に近い内容で算出	仮設計画図に基づき算出
躯体積算	過去のデータより算出	共通、直接、管理費等 (過去物件の率) 工事別仮設は歩掛情報	工法を設定し精算に近い内容で算出	仮設計画図に基づき算出
外部仕上積算	過去のデータより算出	共通、直接、管理費等 (過去物件の率) 工事別仮設は歩掛情報	工法を設定し精算に近い内容で算出	仮設計画図に基づき算出
屋外施設等	過去のデータより算出	共通、直接、管理費等 (過去物件の率) 工事別仮設は歩掛情報	工法を設定し精算に近い内容で算出	仮設計画図に基づき算出

コスト関連設計情報

(資料出所：日本建築積算協会、建築積算資格者更新講習テキスト、2001.10)

発注・契約  
スケジュール



平成25年7月時点価格

第5回有識者会議での概算工事費額

関係者の間で目標工事費合意

# 建物全体の工事価格の動向を把握するための指数

資料出所：建設物価2015年9月号

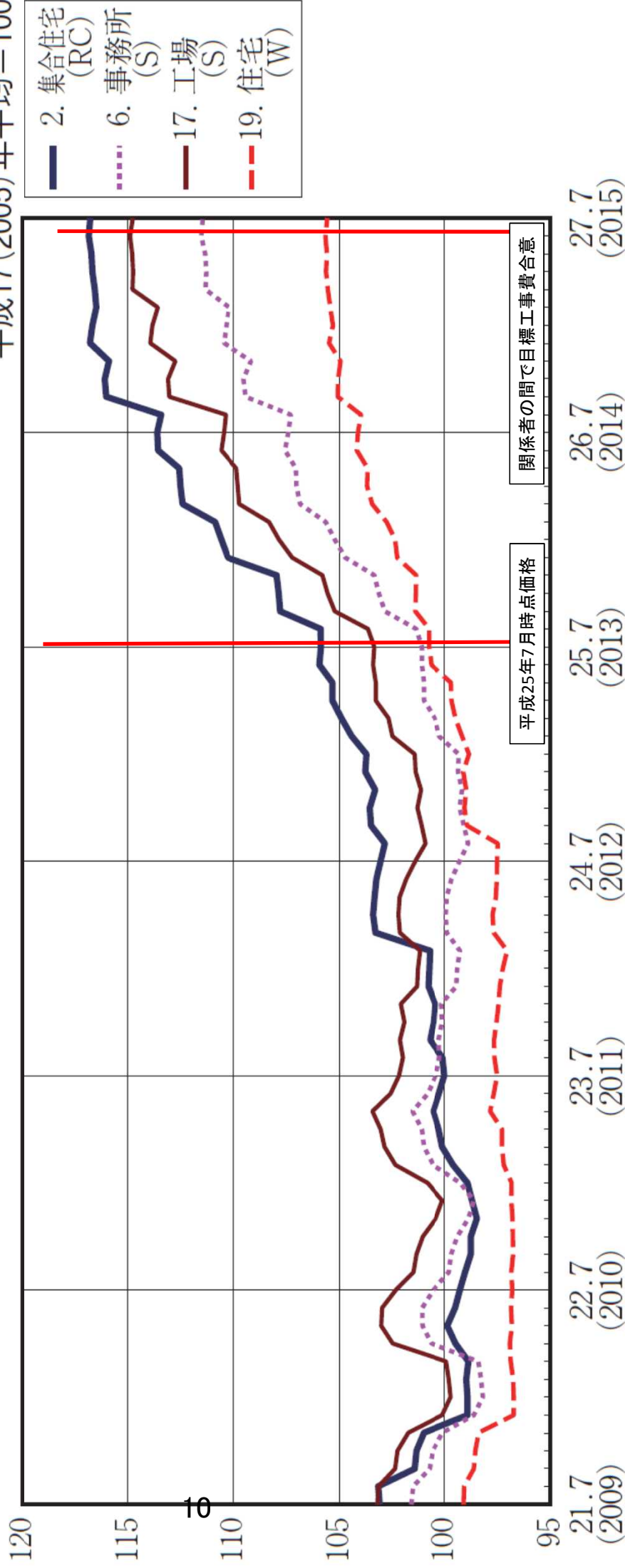
統計

建築費指数

統計

建築費指数推移グラフ〔東京〕（工事原価）

平成17(2005)年平均=100



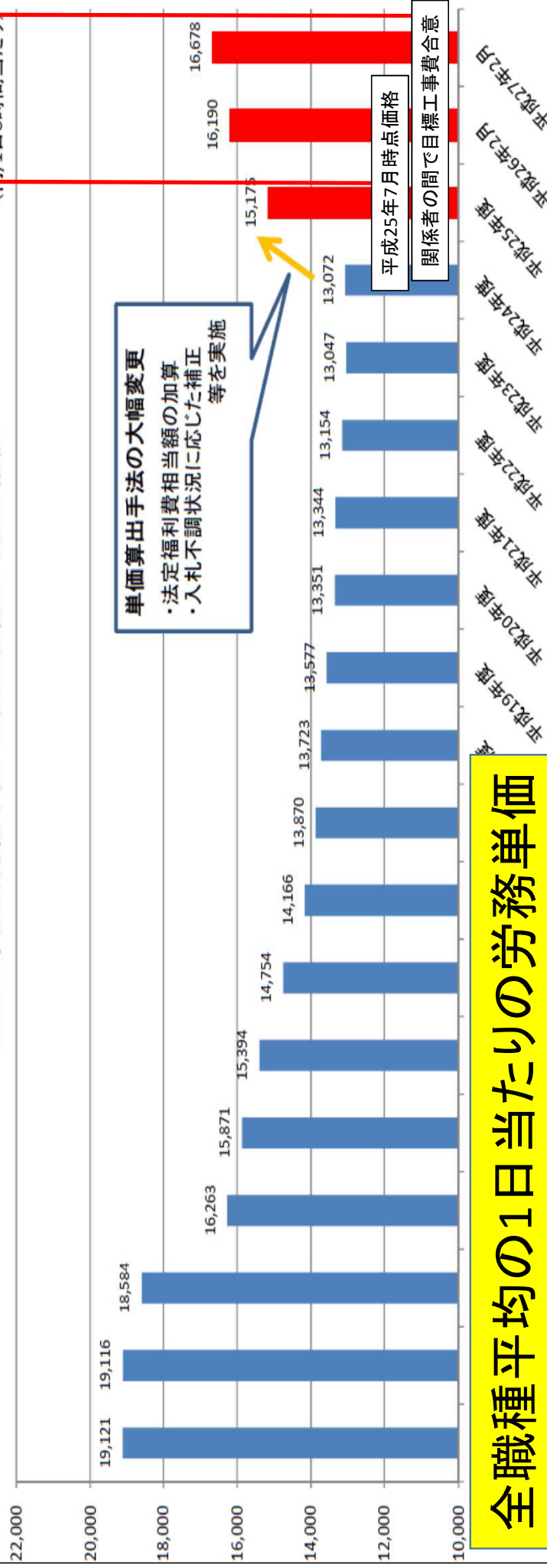
# 平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映** (昨年度に引き続き改訂を前倒し)
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映** (継続)

↑ **全職種平均** 全国 (16,678円) 平成26年2月比; **+4.2%** (平成24年度比; **+28.5%**)  
 被災三県 (18,224円) 平成26年2月比; **+6.3%** (平成24年度比; **+39.4%**)

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



## 全職種平均の1日当たりの労務単価

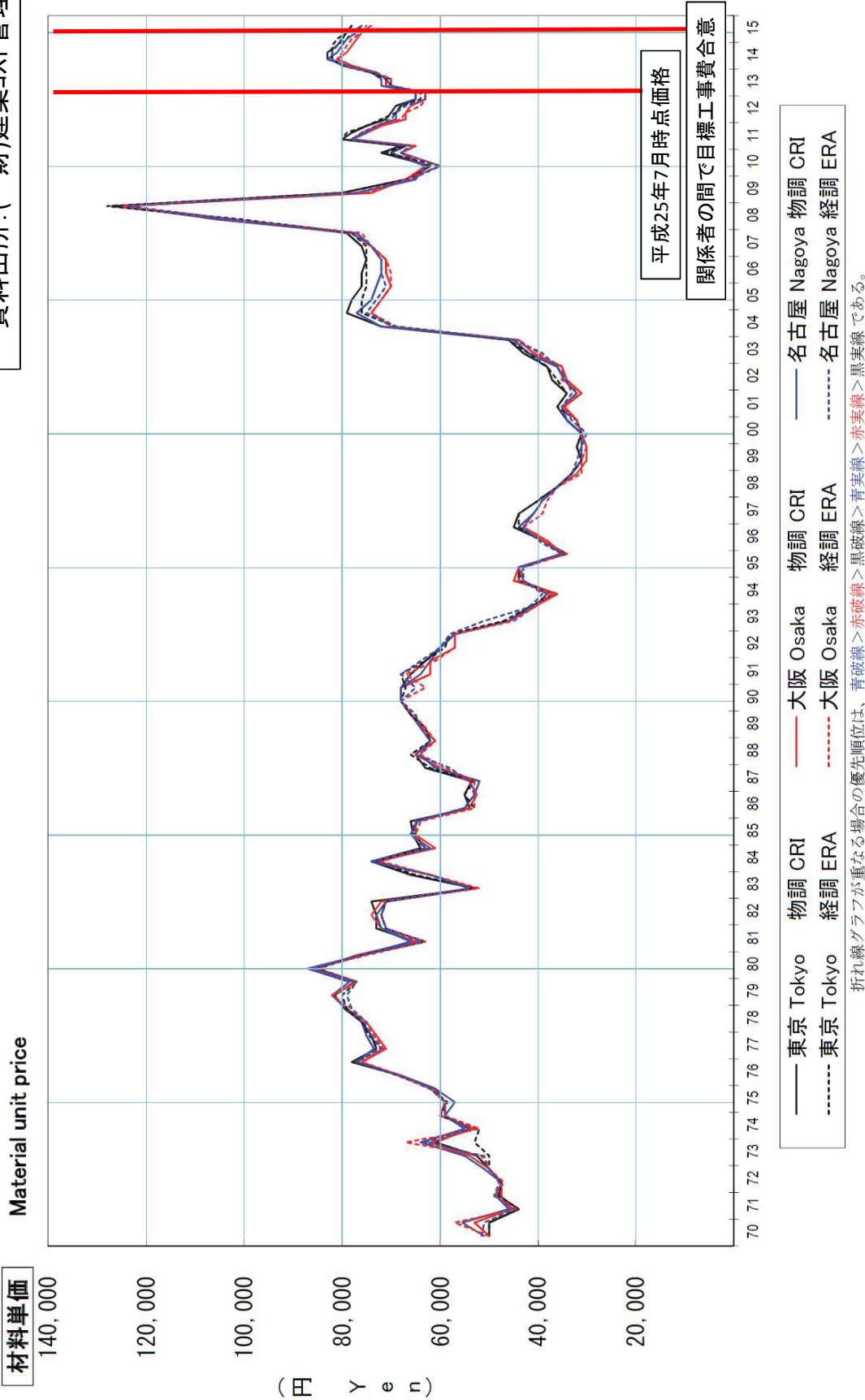
資料出所：国土交通省

注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイルズ式で算出した。  
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていたため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。



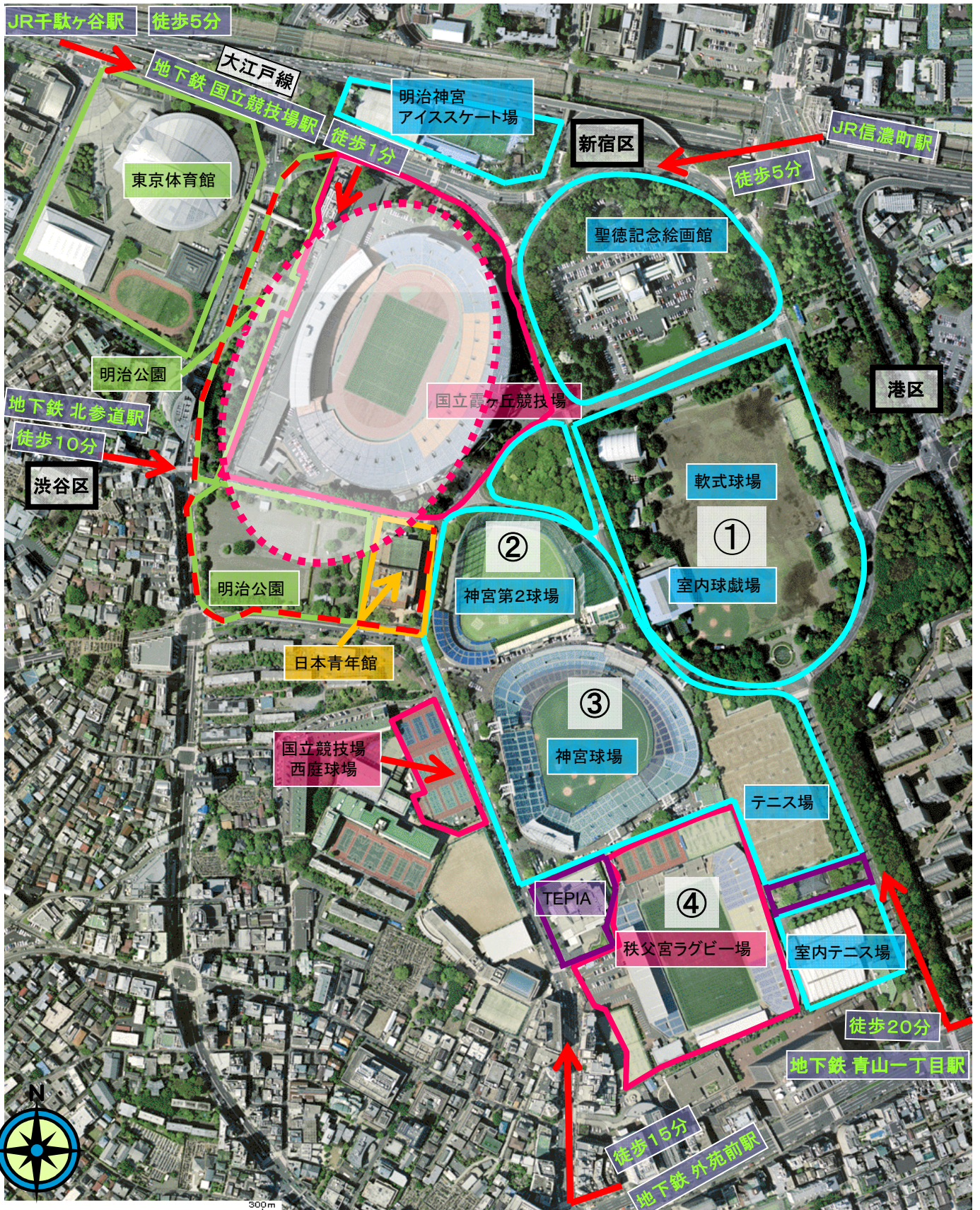
# H形鋼(SS400)という鉄骨部材の1トン当たりの材料単価

資料出所: (一財)建築コスト管理システム研究所



# 国立霞ヶ丘競技場の周辺地図

●東京都心、霞ヶ丘地区にはスポーツ施設が揃っている。 ●周辺には鉄道施設が整備され、交通の便が非常によい。



- JSC所有地
- 財務省所有地
- 東京都所有地
- 明治神宮所有地
- (財)機械産業記念事業財団所有地

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場将来構想有識者会議設置  
要綱

(平成 24 年 1 月 31 日平成 23 年度要綱第 12 号)

改正 平成 24 年 3 月 30 日平成 23 年度要綱第 13 号 平成 24 年 9 月 28 日平成 24 年度要綱第 27 号  
平成 25 年 1 月 31 日平成 24 年度要綱第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)が、ラグビーワールドカップ 2019 大会開催及び 2020 年東京五輪招致活動を目的とし、国立競技場の将来構想について審議するために設置する国立競技場将来構想有識者会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 14 名以内で組織する。

- 2 会議に、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、会議の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員の中から 1 名を委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員等)

第 3 条 委員は、スポーツ、文化、教育、建築等に関し知見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 4 条 会議は、理事長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、審議を行うことができない。
- 3 会議に出席することができない委員は、あらかじめ書面をもって委員長にその権限を委任することができる。この場合は、出席とみなす。
- 4 会議での審議は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 原則として、会議は非公開とする。

(関係者の出席)

第 5 条 委員長が認めた場合は、会議に出席することができない委員が、あらかじめ指名する者を陪席させ、発言させることができる。

- 2 センターの役職員は、会議に陪席し、必要に応じ、説明又は報告を行うことができる。

(庶務)



第6条 会議に関する庶務は、国立競技場施設整備課との連携協力の下、新国立競技場設置本部総務部運営調整課において処理する。

(運営の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の議事運営上必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日平成23年度要綱第13号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日平成24年度要綱第27号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年1月31日平成24年度要綱第40号)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

## 国立競技場将来構想有識者会議 委員名簿(平成24年度)

安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
安藤 忠雄	建築家
石原 慎太郎	東京都知事
遠藤 利明	2020年オリンピック・パラリンピック日本招致議員連盟幹事長 衆議院議員
小倉 純二	財団法人日本サッカー協会会長
河野 洋平	公益財団法人日本陸上競技連盟会長
佐藤 禎一	国際医療福祉大学大学院教授
鈴木 寛	スポーツ議員連盟幹事長 参議院議員
鈴木 秀典	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
張 富士夫	公益財団法人日本体育協会会長
都倉 俊一	作曲家 一般社団法人日本音楽著作権協会会長
鳥原 光憲	公益財団法人日本障害者スポーツ協会会長
森 喜朗	財団法人日本ラグビーフットボール協会会長 衆議院議員

※ 五十音順、敬称略

## 国立競技場将来構想有識者会議 委員名簿(平成25年度)

安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
安藤 忠雄	建築家
猪瀬 直樹	東京都知事
遠藤 利明	スポーツ議員連盟幹事長 衆議院議員
小倉 純二	公益財団法人日本サッカー協会名誉会長
河野 洋平	公益財団法人日本陸上競技連盟会長 ※平成25年8月1日から 横川 浩 氏 に委嘱
佐藤 禎一	国際医療福祉大学大学院教授
鈴木 寛	スポーツ議員連盟幹事長 参議院議員 ※平成25年11月26日から 笠 浩史 氏(衆議院議員) に委嘱
鈴木 秀典	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
張 富士夫	公益財団法人日本体育協会会長
都倉 俊一	作曲家 一般社団法人日本音楽著作権協会会長
鳥原 光憲	公益財団法人日本障害者スポーツ協会会長
森 喜朗	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会会長

※ 五十音順、敬称略

## 国立競技場将来構想有識者会議 委員名簿(平成26年度)

安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
安藤 忠雄	建築家
遠藤 利明	スポーツ議員連盟幹事長 衆議院議員
小倉 純二	公益財団法人日本サッカー協会名誉会長
佐藤 禎一	元日本国政府ユネスコ代表部特命全権大使
鈴木 秀典	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
張 富士夫	公益財団法人日本体育協会会長
都倉 俊一	作曲家 一般社団法人日本音楽著作権協会会長
鳥原 光憲	公益財団法人日本障害者スポーツ協会会長
舩添 要一	東京都知事
森 喜朗	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会会長 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長
横川 浩	公益財団法人日本陸上競技連盟会長
笠 浩史	2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟幹事長代理 衆議院議員

※ 五十音順、敬称略

## 国立競技場将来構想有識者会議 委員名簿(平成27年度)

※ 平成27年7月7日時点

安西 祐一郎	独立行政法人日本学術振興会理事長
安藤 忠雄	建築家
小倉 純二	公益財団法人日本サッカー協会名誉会長
佐藤 禎一	元日本国政府ユネスコ代表部特命全権大使
鈴木 秀典	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構会長
竹田 恆和	公益財団法人日本オリンピック委員会会長
張 富士夫	公益財団法人日本体育協会会長
都倉 俊一	作曲家 一般社団法人日本音楽著作権協会会長
鳥原 光憲	公益財団法人日本障害者スポーツ協会会長
馳 浩	スポーツ議員連盟事務局長 衆議院議員
舛添 要一	東京都知事
森 喜朗	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長
横川 浩	公益財団法人日本陸上競技連盟会長
笠 浩史	2020年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟幹事長代理 衆議院議員

※ 五十音順、敬称略

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場将来構想ワーキンググループ設置要綱

(平成24年4月2日平成24年度要綱第1号)

改正 平成25年1月31日平成24年度要綱第41号

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場将来構想有識者会議設置要綱(平成23年度要綱第12号)第7条に基づき、国立競技場将来構想有識者会議(以下「有識者会議」という。)における検討のための具体案を作成することを目的とし、国立競技場将来構想ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げるものとする。

- (1) 施設建築グループ
  - (2) 施設利活用グループ(スポーツ)
  - (3) 施設利活用グループ(文化)
- 2 ワーキンググループの委員は、前項に定めるグループごとに、スポーツ、文化、教育、建築等に関し知見を有する者で組織し、有識者会議の委員長が指名する。
- 3 第1項に定めるグループごとに座長を置き、有識者会議の委員長が指名する。
- 4 座長は、ワーキンググループでの審議結果を有識者会議に報告する。

(関係者の出席)

第3条 有識者会議の委員は、ワーキンググループの会議に出席し、意見を述べることができる。

2 独立行政法人日本スポーツ振興センターの役職員は、ワーキンググループの会議に陪席し、必要に応じ、説明又は報告を行うことができる。

(庶務)

第4条 ワーキンググループに関する庶務は、新国立競技場設置本部総務部運営調整課において処理する。

(運営の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの議事運営上必要な事項は、第2条第1項に定めるグループにおいて定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則(平成25年1月31日平成24年度要綱第41号)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

国立競技場将来構想ワーキンググループ  
施設建築グループ委員名簿

座 長	(有識者委員)	安藤 忠雄	東京大学名誉教授 (安藤忠雄建築研究所長)
委 員	(建築計画)	鈴木 博之	青山学院大学教授
委 員	(都市計画)	岸井 隆幸	日本大学教授
委 員	(建築計画・景観)	内藤 廣	前東京大学副学長 (内藤廣建築設計事務所代表)
委 員	(建築設備)	安岡 正人	東京大学名誉教授

国立競技場将来構想ワーキンググループ  
施設利活用（スポーツ）グループ委員名簿

座 長（有識者委員）	小倉	純二	公益財団法人日本サッカー協会会長
委 員（ラグビー）	矢部	達三	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会専務理事
委 員（サッカー）	田嶋	幸三	公益財団法人日本サッカー協会副会長・専務理事
委 員（陸上競技）	尾縣	貢	公益財団法人日本陸上競技連盟専務理事
委 員（パラスポーツ）	吉田	秀博	公益財団法人日本障害者スポーツ協会常務理事
委 員（博物館）	銭谷	眞美	財団法人日本博物館協会会長
委 員（サッカー）	傍士	銚太	一般財団法人日本経済研究所専務理事 公益社団法人日本プロサッカーリーグ理事
委 員（サッカー）	田口	禎則	一般社団法人日本女子サッカーリーグ専務理事
委 員（スポーツ支援）	勝田	隆	公益財団法人日本オリンピック委員会 情報・医・科学専門部会副部会長
委 員（スポーツ支援）	赤間	高雄	公益財団法人日本オリンピック委員会 情報・医・科学専門部会医学サポート部会会長
委 員（スポーツ支援）	浅川	伸	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構専務理事
委 員（芝生管理）	池田	省治	株式会社オフィスショウ社長
委 員（映像技術）	黒坂	達也	株式会社企代表取締役
委 員（マスコミ）	友次	康裕	日本放送協会報道局スポーツセンター スポーツ番組部チーフ・プロデューサー
委 員（ライター）	松瀬	学	ノンフィクション作家
委 員（ホスピタリティ）	槇	英俊	株式会社電通スポーツ局局次長
委 員（スポーツ科学）	阿江	通良	筑波大学マルチサポート事業 研究開発プロジェクト運営統括責任者
委 員（衆議院議員）	中谷	元	2020年パラスポーツ・パラリンピック日本招致議員連盟常任幹事
委 員（参議院議員）	友近	聡朗	スポーツ議員連盟事務局次長



国立競技場将来構想ワーキンググループ  
施設利活用（文化）グループ委員名簿

座 長（有識者委員）	都倉 俊一	作曲家 一般社団法人日本音楽著作権協会会長
委 員（プロモーター）	山崎 芳人	一般社団法人コンサートプロモーターズ協会会長 株式会社キョードー東京代表取締役社長
委 員（プロモーター）	田山 順一	株式会社キョードー東京取締役
委 員（プロモーター）	遠山 豊	株式会社プロマックス代表取締役社長
委 員（エンターテインメント プロダクション）	渡辺 ミキ	株式会社ワタナベエンターテインメント 代表取締役社長
委 員（プロデューサー）	残間 里江子	株式会社キャンディッドプロデュース 代表取締役社長
委 員（プロモーション）	高田 佳夫	株式会社電通執行役員
委 員（プロモーション）	小崎 宏	株式会社博報堂 スポーツ・エンターテインメントビジネス局局長
委 員（メディア）	石原 真	日本放送協会制作局エンターテインメント番組部 エグゼクティブプロデューサー

○独立行政法人日本スポーツ振興センター新国立競技場基本構想国際デザイン  
競技審査委員会設置要綱

(平成24年8月31日平成24年度要綱第12号)

改正 平成25年1月31日平成24年度要綱第42号

(趣旨)

第1条 新国立競技場基本構想国際デザイン競技(以下「デザイン競技」という。)を公平かつ円滑に実施するため、新国立競技場基本構想国際デザイン競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(審議事項等)

第2条 審査委員会においては、次に掲げる事項を審議する。

- (1) デザイン競技の募集要項に関すること。
  - (2) デザイン競技の応募作品の審査に関すること。
  - (3) その他デザイン競技に必要な事項に関すること。
- 2 前項に規定する審議事項のほか、新国立競技場基本構想国際デザイン競技募集要項20に規定するデザイン監修について、必要な助言を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 審査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 国立競技場将来構想ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)施設建築グループ委員5名
  - (2) ワーキンググループ施設利活用グループ(スポーツ)委員(座長)1名
  - (3) ワーキンググループ施設利活用グループ(文化)委員(座長)1名
  - (4) 日本国以外の国籍を有する建築家2名
  - (5) 主催者(独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長)1名
- 2 前項に掲げる委員は、理事長が委嘱する。
- 3 審査委員会は必要に応じて、その他の外部有識者の協力を求めることができる。

(任期等)

第4条 委員の任期は、新国立競技場が竣工するまでの期間とする。

- 2 第3条第1項第4号に規定する委員の任期は、デザイン競技の終了までの期間とする。

(委員長)

第5条 審査委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、ワーキンググループ施設建築グループ座長が務めるものとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会の議長を務めるものとする。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審査委員会は、委員長が招集する。
- 2 審査委員会は、過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。
  - 3 審査委員会は、委員長が必要と認めるときは、電子メール等の書面にて開催することができるものとする。
  - 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(審査結果の報告)

第7条 審査委員会は、審査結果の報告書を作成し、委員全員がこれに署名する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公開)

第9条 審査委員会は原則として非公開とする。

- 2 会議録及び会議の審議資料は非公開とする。
- 3 その他必要な事項は会議で決定する。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、新国立競技場設置本部総務部運営調整課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営及び応募作品の審査手続きは、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則(平成25年1月31日平成24年度要綱第42号)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

## 新国立競技場基本構想国際デザイン競技審査委員会名簿

### <ワーキンググループ施設建築グループ>

委員長（有識者委員）	安藤 忠雄	東京大学名誉教授
委員（建築計画）	鈴木 博之	青山学院大学教授
委員（都市計画）	岸井 隆幸	日本大学教授
委員（建築計画・景観）	内藤 廣	東京大学名誉教授
委員（環境・建築設備）	安岡 正人	東京大学名誉教授

### <ワーキンググループ施設利活用（スポーツ）グループ>

委員（有識者委員）	小倉 純二	財団法人日本サッカー協会名誉会長
-----------	-------	------------------

### <ワーキンググループ施設利活用（文化）グループ>

委員（有識者委員）	都倉 俊一	作曲家 一般社団法人日本音楽著作権協会会長
-----------	-------	-----------------------

### <日本国以外の国籍を有する建築家（2次審査のみ）>

委員	リチャード・ロジャース
委員	ノーマン・フォスター

### <主催者>

委員（主催者）	河野 一郎	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
---------	-------	-----------------------

○新国立競技場新営工事の調達実施方針策定及び技術提案等審査委員会設置要綱

（平成26年7月7日平成26年度要綱第15号）

（趣旨）

第1条 新国立競技場新営工事の調達にあたり、技術提案交渉方式（工事の仕様の確定が困難であること等により必要があると認めるときは、公募の上、技術提案の審査の結果を踏まえて選定した者（以下「優先交渉権者」という。）と、工法、価格等の交渉を行う事により仕様を確定し、契約できる方式をいう。以下同じ。）の実施等について、その方針の策定及び技術提案等に係る審議に関し、専門的かつ公正な調査審議を実施するため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）に新国立競技場新営工事の調達実施方針策定及び技術提案等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 委員会は、新国立競技場新営工事の調達に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 技術提案交渉方式の実施その他調達の方針の策定に関する事。
- (2) 技術提案書の提出を求める者の選定に関する事。
- (3) 技術提案書における評価項目、評価事項及び評価点に関する事。
- (4) 優先交渉権者の選定及びその順位決定の方法及び審査に関する事。
- (5) 優先交渉権者の施工方法の確認及び価格交渉に関する事。
- (6) 予定価格の作成のための助言に関する事。
- (7) 技術提案の審査及び交渉に係る概要の公表に関する事。
- (8) 審議事項に係る苦情処理に関する事。
- (9) その他センター理事長が必要と認める事項に関する事。

（委員会の構成）

第3条 委員会は、学識経験者等からセンター理事長が委嘱した者及びセンター役職員（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長を務めるものとする。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（技術審査委員会の設置及び構成等）

第4条 委員会に技術審査委員会を置く。

- 2 技術審査委員会は、第2条(1)から(3)に定める実施方針等に基づき、第2条(4)から(6)に関する審議を行い、審議結果を委員会に報告する。
- 3 技術審査委員会は学識経験者委員により構成する。
- 4 技術審査委員会に委員長を置き、技術審査委員会委員の互選により定める。

- 5 技術審査委員会委員長は技術審査委員会副委員長を指名し、技術審査委員会委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 委員会及び技術審査委員会(以下「委員会等」という。)の委員の任期は、センター理事長が委嘱した日から、工事の契約締結日までとする。

- 2 センター理事長が委嘱した委員は非常勤とし、センター役職員である委員は役職により指定する。
- 3 委員の氏名及び職業については、審議内容の公正性を確保するため、委員の任期満了後に公表する。
- 4 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

(委員会等の開催)

第6条 委員会等は、センター理事長の依頼に基づき、委員会等の委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会等は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係がある(思料される場合を含む。)審議事項について、その審議等に加わることができない。
- 4 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会等は、技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため非公開とする。

(審査結果の公表等)

第7条 技術提案の審査を経て、発注者が優先交渉権者を決定した場合は、審査結果及びその概要を公表する。

- 2 交渉を経て、発注者が工事契約を締結した場合は、契約相手方及び交渉に係る過程の概要を公表する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、センター新国立競技場設置本部の協力を得てセンター管理部調達管財課が行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年7月7日から施行する。

## 新国立競技場施設整備事業に関する連絡協議会について

平成 25 年 8 月 26 日  
平成 26 年 10 月 16 日一部改正  
文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
文部科学省スポーツ・青少年局長  
日本スポーツ振興センター理事長

### 1. 目的及び設置

新国立競技場施設整備事業の円滑な推進を図るため、新国立競技場施設整備事業に関する連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、定期的な情報交換を行う。

### 2. 連絡協議会の構成

連絡協議会の構成員は次のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。

文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
文部科学省スポーツ・青少年局長  
日本スポーツ振興センター理事長

### 3. 技術的支援に関する連絡会

本事業の推進に関する技術的・専門的事項に関する協議・検討を行うため、連絡協議会の下に技術的支援に関する連絡会（以下「技術支援連絡会」という。）を設置し、定期的な情報交換を行う。

### 4. 技術支援連絡会の構成

技術支援連絡会の構成員は次のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。

文部科学省大臣官房文教施設企画部  
技術参事官、参事官（技術担当）、参事官付監理官  
施設企画課契約情報室長、工事契約専門官  
文部科学省スポーツ・青少年局  
大臣官房審議官（スポーツ・青少年局担当）、  
スポーツ・青少年企画課長、専門官  
日本スポーツ振興センター  
理事（新国立競技場担当）、理事（管理部担当）  
新国立競技場設置本部長、企画調整役、総務部長、施設部長  
施設企画課長、施設整備推進課長、技術アドバイザー  
管理部長、調達管財課長

### 5. 庶務

連絡協議会の庶務は、関係局課及び日本スポーツ振興センターの協力を得て、スポーツ・青少年企画課において処理する。

また、技術支援連絡会の庶務は、関係局課及び日本スポーツ振興センターの協力を得て、文教施設企画部参事官付において処理する。

### 6. その他

前各号に掲げるもののほか、連絡協議会及び技術支援連絡会の運営に関し必要な事項は、関係者が協議し別に定める。

専門用語集

用語	読み仮名	解説
E C I 方式	イーシーアイホウシキ	設計段階から施工予定者が参画し、施工のノウハウを反映した設計を実施した後、交渉方式等で施工部分の予定価格を定め、請負契約を実施する方式。  ECI : Early Contractor Involvement
開閉式遮音装置	カイヘイシキヤオンソウチ	本プロジェクトにおいては、主に文化イベントの開催時において、周辺地域への音漏れを減ずるため、屋根面に設置される開閉可能な装置のこと。
可動席	カドウセキ	本プロジェクトにおいては、様々な競技によって、求められるフィールドの大きさやフィールドと観客席との距離が変わることから、競技に応じてフィールドと観客席の間隔を最適にし、臨場感を高めるため、観客席を可動式とするもの。
可動ピッチ	カドウピッチ	本プロジェクトにおいては、様々な文化イベント時に芝生を保護するため、ピッチを可動式とするもの。
可動屋根	カドウヤネ	開閉式遮音装置のこと。
技術協力業務	キジュツキョリョクキョウム	技術提案・交渉方式により、設計段階から施工のノウハウを反映させるための技術提案を行う業務のこと。
技術協力者	キジュツキョリョクシヤ	技術提案・交渉方式により、設計段階から施工のノウハウを反映させるための技術提案を行う施工予定者のこと。
技術提案・交渉方式	キジュツテイアン・コウショウホウシキ	公共工事の品質確保の促進に関する法律（後述）第 18 条によって規定される、公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難な場合に適用される方式。技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、その者と価格や施工方法等を交渉し、予定価格を定め、契約の相手方を決定する方式。
総合評価落札方式	ソウゴウヒョウカホウシキ	公共工事の品質確保を図るため、技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式。
基本設計	キホセツケイ	本プロジェクトにおける設計フェーズの第 2 段階。建築主の意図に基づき、計画建築物の全体概要を意匠的、技術的、法的に確定し、図面・仕様を作成する業務。



建設物価	ケンセツブツカ	材料費、賃料、労務費等、建設工事に要する物価のこと。
建築資材	ケンチカシザイ	建築工事に使用される材料及び仮設材。
公共工事の品質確保の促進に関する法律	コウキョウコウジノヒンシツカケホノソクシニ カンスルホリツ	価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うなど、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めた法律。平成26年6月の改正によって第18条に技術提案の審査及び価格等の交渉による方式が新たに規定された。
工事ヤード	コウジヤード	工事現場において、クレーン等の施工に必要な重機が作業するスペースや、資材や掘削土を仮置きするスペースのこと。
実施設計	ジツシセツケイ	本プロジェクトにおける設計フェーズの第3段階。基本設計に基づいて、工事の実施及び工事費内訳明細書などの作成に必要な設計内容を確定し、設計図等を作成する業務。
実勢単価	ジツセイタンカ	実際に市場で取引される価格のこと。
施工者	セコウシヤ	広義には工事を実施する者、狭義にはその実施責任者を意味し、工事請負契約書に記載されている請負者またはそれが委任する現場代理人などを指す。
施工予定者	セコウヨテイシヤ	施工者となる予定の者のこと。
設計共同体（設計JV）	セツケイキョウトウタイ（セツケイジエイブ イ）	設計業者が数社で互いに出資し、共同して一つの建設工事の設計を実施するために、設計業務毎に結合する事業組織体をいう。
設計施工一括発注方式	セツケイセコウイツカツハッチョウホウシキ	設計と施工を分離発注せず、一括して発注することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を行う方式。
設計図書	セツケイトショ	設計の内容を示す設計図及び仕様書などの総称。
デザイン監修業務	デザインカンシユウギョウム	一般的な公共工事では発生しないが、デザイン競技を行った場合など特別な場合に発生する業務。法的な位置づけはなく、対象事業はプロジェクト毎に異なる。本プロジェクトにおいては、ザハ・ハデイド事務所が、フレームワーク設計、基本設計・実施設計及び施工段階で自らの提案を踏まえて実施されているかを確認・助言する業務。
特定建設共同企業体（乙型）	トクテイケンセツキョウトウキキョウタイ（オ ツカク）	建設工事の特性に着目して、工事毎に、数社で共同して事業組織体を形成したものを特定共同企業体と呼び、乙型とは、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区を、責任を持って施工する方式。

特定建設共同企業体（甲型）	トクテイケンセツキョウドウキキョウタイ（コウガク）	建設工事の特性に着目して、工事毎に、数社で共同して事業組織体を形成したものを特定共同企業体と呼び、甲型とは、予め特定共同企業体内において定めた出資比率に応じて、資金・人員・機械等を拠出して、各構成員が共同して施工する方式。
延床面積	ハベユカメンセキ	建築物の各階の床面積の合計。
発注者支援業務	ハツチュウシヤシエンギョウム	公共工事の発注者が行うべき、積算や工事管理、技術審査等の支援を行う業務。本プロジェクトにおいては、発注者である J S C に対し、設計内容や積算の確認等の他、関係機関との協議に関する支援等を行う業務。
バリューエンジニアリング（V E）	バリユエンジニアリング	製品やサービスが果たすべき機能や性能を確保しつつ工法や材料などの合理化を行い、コストを縮減することにより製品などの価値を高める手法。
ファサード	ファサード	建築物の立面のうち、外観の主要部分となる面。主たる道路や広場に面し、主要入口のある立面を指す場合が多い。
フレームワーク設計	フレームワークセツケイ	本プロジェクトにおける設計フェーズの第 1 段階。国際デザイン競技で選定されたデザイン案を踏まえ、新国立競技場の設計条件の整理等を行う業務。
プロポーザル方式	プロポーザルホウシキ	建築物の設計者の選定方法の一つ。参加希望者から技術資料の提出を求め技術的に最適な者を選定する方式。
ボール形状	ボールケイジョウ	競技場（bowl）の形状。
連絡デッキ（ブリッジ）	レンラクデッキ（ブリッジ）	本プロジェクトにおいては、競技場周辺に設置される歩行者用のデッキのことで、第 1 号デッキは東京体育館と新国立競技場の敷地を、第 2 号デッキは新明治公園と新国立競技場の敷地をそれぞれ道路上空でつないでいる。
労務費	ロウムヒ	工事に従事する労働力の消費によって発生する原価。建設工事における原価要素の一つ。

## 新国立競技場整備計画経緯検証委員会の設置について

平成27年8月4日

文部科学大臣決定

### 1. 目的

新国立競技場の整備計画に係るこれまでの経緯について検証するため、文部科学省に「新国立競技場整備計画経緯検証委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

### 2. 検証事項

新国立競技場の整備計画に係るこれまでの経緯等について

### 3. 実施方法

- (1) この委員会に検証委員を置く。
- (2) 検証委員の扱いについては別に定める。
- (3) 委員会には、必要に応じて、検証委員以外の者を参画させることができるものとする。
- (4) 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は非公開とする。

### 4. 設置期間

平成27年8月4日から平成28年3月31日までとする。

### 5. その他

委員会の庶務は、文部科学省新国立競技場整備計画経緯検証委員会事務局（平成27年8月4日事務次官決定）において処理する。

新国立競技場整備計画経緯検証委員会 検証委員

◎柏木 昇 東京大学名誉教授／元・中央大学法科大学院教授

國井 隆 公認会計士

黒田 裕 弁護士

為末 大 一般社団法人アスリート・ソサエティ代表理事

古阪 秀三 京都大学工学研究科建築学専攻教授

○横尾 敬介 経済同友会 専務理事／みずほ証券常任顧問

◎委員長、○委員長代理

## 新国立競技場整備計画経緯検証委員会 開催実績

## ■ 第 1 回新国立競技場整備計画経緯検証委員会

8月7日（金）

- ・ 検証の進め方について審議

## ■ 第 2 回新国立競技場整備計画経緯検証委員会

8月19日（水）

- ・ 工事費の変遷について議論
- ・ 建築プロジェクトの基礎知識について、古阪委員から説明

## ■ 第 3 回新国立競技場整備計画経緯検証委員会

9月4日（金）

- ・ J S C より新国立競技場の敷地に係る説明を聴取

## ■ 第 4 回新国立競技場整備計画経緯検証委員会

9月24日（木）

- ・ 報告書（案）を議論